

平成 2 7 年度決算に基づく

日向市財務書類報告書

～ 企業会計的手法を用いた財務書類の作成と分析～

平成 2 8 年 1 2 月

日 向 市

- 目 次 -

はじめに	1
財務書類に関する基本的事項について	
1 財務書類に関する基本的事項について	2
2 貸借対照表（バランスシート）	3
3 行政コスト計算書	7
4 純資産変動計算書	8
5 資金収支計算書	9
6 財務書類4表の関係	10
平成27年度普通会計における財務書類について	
1 貸借対照表（バランスシート）	11
2 貸借対照表の分析	15
3 行政コスト計算書	18
4 純資産変動計算書	21
5 資金収支計算書	23
平成27年度連結会計における財務書類について	
1 連結財務書類とは	25
2 普通会計貸借対照表と連結対照表との比較	26
3 普通会計行政コスト計算書と連結行政コスト計算書との比較	27
4 普通会計純資産計算書と連結純資産変動計算書の比較	28
5 普通会計資金収支計算書と連結資金収支計算書の比較	29
平成27年度財務書類	
1 普通会計貸借対照表(平成28年3月31日現在)	31
2 普通会計行政コスト計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	32
3 普通会計純資産変動計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	33
4 普通会計資金収支計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	34
5 連結貸借対照表(平成28年3月31日現在)	35
6 連結行政コスト計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	36
7 連結純資産変動計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	37
8 連結資金収支計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	38
9 連結貸借対照表内訳表	39
10 連結行政コスト計算書内訳表	40
11 連結純資産変動計算書内訳表	41
12 連結資金収支計算書内訳表	42

はじめに

平成 12 年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され地方分権が進むと同時に、地方公共団体は既存の経常収支比率など現金収支に係る情報を中心とした財政指標だけでなく、財政状況を総合的かつ長期的に把握することが必要となりました。

また、その後の夕張市の財政破綻などと相まって、住民にとって継続的なサービスを提供していくための持続可能な財政運営が以前にも増して求められるようになっていきます。

このような中、国は平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」を公布し、財政の健全性の指標となる「健全化判断比率」の公表と同時に、健全化判断比率が国の定める基準を上回る自治体については、早期健全化等を図るための計画を策定し、早期に健全化・再生する制度を定めました。

健全化判断比率の改善を進めるためには、地方債残高や退職手当引当金、第三セクター等に対する将来的な税等の負担割合を表す「将来負担」に対する改善策を検討する必要があり、ストックベースや連結ベースからの財務情報が必要となってきます。

しかし、既存の歳入歳出決算書では、自治体の持つ保有資産の状況や将来にわたる市民負担などの状況が分かりにくく、また、市全体と一部事務組合・第三セクター等との連結した財務情報が提供されていないなど公共部門の全体像が把握しにくいこと等の問題がありました。

そこで、平成 19 年 10 月に総務省から公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」（以下「報告書」という。）では、新たに 2 つの財務書類作成モデルが示され、3 年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 表の整備及び作成に必要な情報の開示に取組むことが要請されました。

このことにもない、日向市では、平成 13 年度決算から企業会計的手法を用いた財務書類の作成に取組み、普通会計の貸借対照表（バランスシート）及び行政コスト計算書の公表を行っています。また、平成 20 年度には、公会計に関する研究会を設置し、平成 19 年度決算に基づく財務書類の作成や今後の活用について検討を行いました。

更に、平成 20 年度財務書類からは、普通財産で所有する土地を洗い直し、売却可能な土地について固定資産税評価額（一部不動産鑑定評価額）を用いた算定にて、売却可能資産を計上しています。

今回の報告書は、平成 27 年度決算におけるこれらの財務書類を公表、分析することにより、本市のこれまでのストック情報やコスト情報を開示し、本市の今後の財政運営について考えるうえで参考にできるよう作成しました。

なお、各財務書類等の数字の表記については、単位未満を四捨五入しているため合計値が一致しない場合がありますが、ご了承ください。

財務書類作成に関する基本的事項について

1 財務書類に関する基本的事項について

(1) 財務書類 4 表

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の 4 つの財務書類を作成しました。

(2) 開示モデルについて

総務省から公表された「報告書」では、財務書類の開示モデルとして、基準モデルと総務省方式改訂モデル（以下「改訂モデル」という。）が示されました。基準モデルが、現存する固定資産をすべてリストアップし公正価値により評価するのに対し、改訂モデルでは、段階的に固定資産情報を整備することが可能となっています。

本市は、平成 20 年度から段階的な公有資産台帳の整備に取り組むこととし、改訂モデルに則って作成しています。

(3) 普通会計対象範囲

本市の普通会計は、一般会計、公営住宅事業特別会計、財光寺南土地区画整理事業特別会計、用地取得特別会計、城山墓園事業特別会計、簡易給水施設特別会計の 6 会計を対象としています。

(4) 会計年度

本報告書における会計年度は平成 27 年度とし、平成 28 年 3 月 31 日を作成基準日としています。

なお、出納整理期間における出納については、基準日までに終了したものととして処理しています。

(5) 作成基礎データ

原則として、昭和 44 年度以降の決算統計の数値を基礎として作成しています。ただし、一部、対象年度の歳入歳出決算書や人事データを用いて数値を算出しています。

2 貸借対照表（バランスシート）

市の決算書が1年間の収入と支出の流れを表すフロー情報であるのに対し、貸借対照表は、市が主に住民サービスを提供するために保有している土地・建物や基金などの財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示したものです。

資産合計と負債・純資産合計が一致し左右バランスが同じ表であることから、バランスシートとも呼ばれます。

借 方	貸 方
資 産 ○使う資産 例) インフラ資産 施設 ○売れる資産 例) 売却予定の土地 ○回収する資産 例) 貸付金、未収金	負 債 ○将来世代の負担 例) 地方債 退職手当引当金 純 資 産 ○国・県の負担 ○過去又は現世代の負担 例) 補助金 これまでに収納した税金

（1）公共資産

有形固定資産

有形固定資産は、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、具体的には土地や建物、機械器具などがこれにあたります。改訂モデルでは、昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費（補助金として支出した金額を除く。）を集計し、減価償却計算を実施した後の金額を、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生、産業振興、消防、総務の7項目に分類集計して計上しています。

一方、普通建設事業費のうち、市以外の団体に補助金又は負担金として市が支出した金額については、市の所有する資産ではないため、有形固定資産として計上していません。

しかし、市の資産でなくとも住民が広く利用でき、住民生活に役立つことから、貸借対照表の末尾に「他団体及び民間への支出金により形成された資産」として注記しています。

売却可能資産

売却可能資産とは、貸借対照表に計上された公共資産のうち、貸借対照表作成基準日時点で行政サービスの提供には活用されていませんが、将来の現金獲得能力があると考えられるもののことを指します。貸借対照表計上額は、現金化するとどの程度の金額になるのかという観点により「売却可能価額」で評価することになります。

本市では、すべての普通財産の土地から売却可能な土地の選定を行い、固定資産税評価または不動産鑑定評価を用いて個別評価を行いました。

減価償却

土地以外の有形固定資産については、「報告書」に定められた耐用年数に基づき、減価償却を行い計上します。なお、耐用年数の区分は、参考資料として次頁に記載しています。

【参考】 減価償却 耐用年数区分表

単位：年

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総務費		(6) 農業農村整備	20	ウ 区画整理	40
(1) 庁舎等	50	(7) 海岸保全	30	エ 公園	40
(2) その他	25	(8) その他	25	オ その他	25
2 民生費		5 商工費	25	(8) 住宅	40
(1) 保育所	30	6 土木費		(9) 空港	25
(2) その他	25	(1) 道路	48	(10) その他	25
		(2) 橋りょう	60	7 消防費	
3 衛生費	25	(3) 河川	49	(1) 庁舎	50
4 農林水産業費		(4) 砂防	50	(2) その他	10
(1) 造林	25	(5) 海岸保全	30	8 教育費	50
(2) 林道	48	(6) 港湾	49	9 その他	25
(3) 治山	30	(7) 都市計画			
(4) 砂防	50	ア 街路	48		
(5) 漁港	50	イ 都市下水路	20		

(2) 投資等

投資及び出資金

公営企業（病院事業、水道事業、下水道事業）や第三セクター等、財団法人などに対する出資金・出えん金を計上します。「投資損失引当金」は、将来回収できないと見込まれる損失金額を予め引当計上しておくものです。

なお、連結対象団体への投資等については、将来回収できないと見込まれる損失金額を投資損失引当金として計上しますが、連結対象団体以外への投資等については、投資等の計上額を直接減額しています。

このように計算することで、連結対象団体の損失見込額を明らかにしています。

貸付金

市が貸付けている金額のうち、回収期限が到来していない金額を計上します。

基金等

基金には、特定の目的のために資金を積立てる「特定目的基金」と、特定の目的のために定額の資金を運用する「定額運用基金」があります。

貸借対照表では、「退職手当目的基金」「その他の特定目的基金」が特定目的基金に該当し、「土地開発基金」「その他定額運用基金」が定額運用基金に該当します。

また、財政調整基金や減債基金は、行政運営や地方債償還に充てる基金であり、現金預金へ計上しています。

長期延滞債権

長期延滞債権には、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、未だ収入されていない債権を計上します。平成27年度の貸借対照表では、当初調定年度が平成26年度以前のものになります。

回収不能見込額

「貸付金」「長期延滞債権」のうち、回収不能となることが見込まれる額を計上します。回収不能見込額は、「報告書」に例示されている方法（過去5年間の不納欠損額÷（滞納繰越収入額＋不納欠損額）の平均値）を用いて計算しています。

(3) 流動資産

現金預金

財政調整基金、減債基金、歳計現金(=資金)などを計上します。

未収金

市税や使用料・手数料、分担金・負担金、雑入などの平成27年度歳入歳出決算書上の収入未済額(不納欠損を控除した額)のうち、長期延滞債権額を除いた額を計上します。

(4) 固定負債

地方債

地方債のうち、翌々年度以降に償還されるものを計上します。

長期未払金

公共資産をリース(分割購入)した場合などで、既に物件の引渡しやサービス提供を受けたものの支払いが終了していない金額や債務保証・損失補償の履行が決定した額などを計上します。

退職手当引当金

退職手当引当金には、年度末において、在籍する職員が普通退職した場合に必要な退職手当の額全額から翌年度支払予定退職手当の額を除いた額を計上します。

具体的には、職員個人ごとの退職手当算出のためのデータから各人の年度末の要支給額を算定し、全職員について合計しています。退職手当は、支給時に一時的に発生するものではなく、職員の在籍期間を通じて徐々に発生していくという考え方にに基づき、年度末の要支給額を見積もり計上するものです。

損失補償等引当金

地方公共団体の財政健全化に関する法律に示された健全化判断比率の一つである「将来負担比率」の算定に用いる「設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額」のうち、前述の長期未払金に含めなかったものを計上しています。

(5) 流動負債

翌年度償還予定地方債

地方債のうち、翌年度に償還する予定の金額を計上します。

短期借入金(翌年度繰上充用金)

収支不足が発生した場合に、翌年度予算から前借りする額を計上します。

未払金

翌年度に支払いしなければならない未払金を計上します。

翌年度支払予定退職手当

職員に支払う退職手当のうち、翌年度支払予定額を計上します。

賞与引当金

翌年度支給される賞与のうち、当年度に発生した部分を計上します。

平成27年度財務書類

